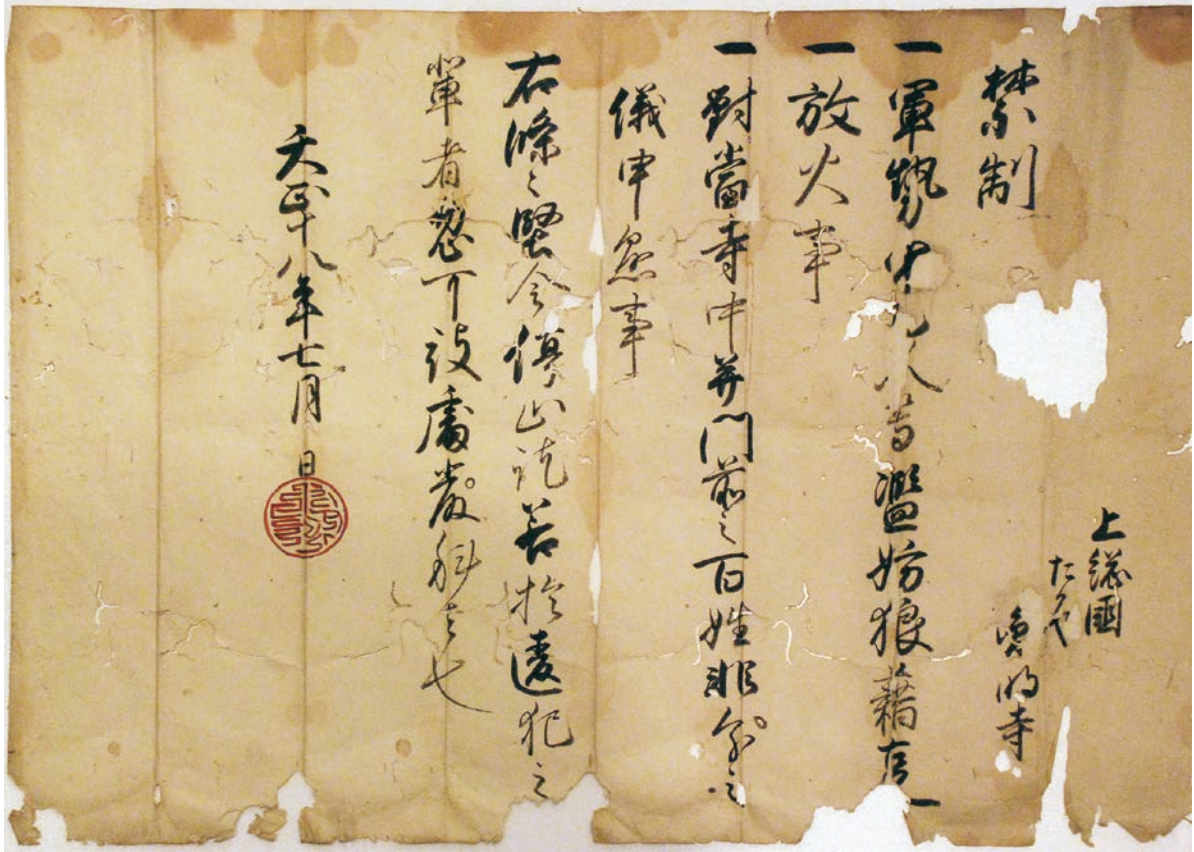


市指定

とよとみひでよし  
豊臣秀吉

きんぜい  
「禁制」

- 所在地：高谷1234  
(市郷土博物館保管)
- 所有者：延命寺



縦36.0cm、横48.5cm

天正十八年七月 日 印

右條々堅令停止訖若於違犯之輩者惣可被處嚴科者也

- 一 禁制
- 一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事
- 一 放火之事
- 一 對當寺中并門前百姓非分之儀申懸事

上総国  
たかや  
圓明寺

禁制とは、時の権力者がある行為を禁止することやその法規のことで、この禁制の内容は延命寺や門前の農民に危害を加える者は厳しく処罰するというものです。文末に天正18年（1590）の年号と秀吉の朱印が認められます。天正18年、豊臣秀吉は小田原攻めに先立ち、北条氏の勢力下であった房総に軍を送ります。この禁制はその際に延命寺に残されたものとされます。同様の禁制が真里谷や請西にも見られることから、当地方が完全に制圧されたことが確認できます。